

あなたの体は大丈夫ですか？健康診査・がん検診

健康診査・がん検診に関すること＝問健康増進課（津山すこやか・こどもセンター内）☎32-7009
 人間ドック受診費用助成に関すること＝問医療保険課国民健康保険係（市役所1階）☎32-2071

令和2年度の健(検)診

市内の医療機関で6月から個別受診ができます。また、津山すこやか・こどもセンターなどで行う集団健(検)診もあります。なお、健康診査受診券・がん無料クーポン券の対象者には、5月下旬に個別通知します。定期的に健(検)診を受けましょう。

年齢：令和3年4月1日現在

対象	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳～74歳	75歳～	
男女とも			特定健診=40～74歳の津山市国民健康保険の加入者	高齢者健診=後期高齢者医療保険制度の加入者				
			肝炎ウイルス検診=40歳以上で、未受診の人					
			胃がん(胃部エックス線検査)・結核・肺がん・大腸がん検診=40歳以上					
			*注意点①⇒ 胃がん検診(胃内視鏡検査)=50歳以上(2年に1回、偶数年齢)					
女性	子宮頸がん検診=20歳以上							
	*注意点②⇒		乳がん視触診=40歳以上(偶数年齢)		乳がん検診(視触診・マンモグラフィ併用)=41歳以上(奇数年齢)			
男性			前立腺がん検診=50～69歳					

*注意点① 令和元年度に胃内視鏡検査を受けた人は、胃内視鏡検査と胃部エックス線検査のどちらも受けることができません。

*注意点② 偶数年齢の人は視触診を、奇数年齢の人は視触診・マンモグラフィ併用を受けることができます。

人間ドック受診費用助成

対象 受診時に津山市国民健康保険(国保)に加入していて、次のすべてに当てはまる人

- ①昭和21年4月1日～昭和56年3月31日生まれ
- ②属する世帯が津山市国民健康保険料や市税を滞納していない
- ③同一年度内に津山市が実施する特定健康診査や肺がん・胃がん・大腸がんの検査を受診していない
- ④同一年度内に津山市人間ドックの助成を受けていない

国保加入者で人間ドックを受けた人に助成します



対象となる人間ドック 県内の医療機関で受診し、次のすべての検査項目を含むもの

特定健康診査の基本項目、貧血検査、心電図検査、血清クレアチニン検査、腹部超音波検査、胃部(エックス線、内視鏡)検査、胸部エックス線検査、大腸がん(便潜血)検査

助成額 受診費用(職場などから費用補助を受けた場合はその金額を差し引いた額)から5,000円を控除した額(上限15,000円)

申請方法 医療保険課または各支所・出張所地域振興課に備え付けの申請書に記入し、必要書類を添えて直接提出する

持ってくるもの 印鑑(スタンプ印不可)、振込口座が分かるもの、人間ドック健診結果表と領収書の写し、未使用の特定健康診査受診券

申請期限 受診日から90日以内

感染症を防ぐために予防接種を受けましょう

問健康増進課(津山すこやか・こどもセンター内)☎32-2069

子どもの予防接種

予防接種の種類	対象年齢	回数
BCG	1歳になるまでの間	1回
B型肝炎ワクチン	1歳になるまでの間	3回
ヒブワクチン	生後2～7カ月未満	4回
	生後7～12カ月未満	3回
	生後12～60カ月未満	1回
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2～7カ月に至るまで	4回
	生後7～12カ月未満	3回
	生後12～24カ月未満	2回
	生後24～60カ月未満	1回
四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	1期 生後3～90カ月(7歳6カ月)未満	4回
	2期は二種混合(ジフテリア・破傷風)	2期 11～13歳未満
日本脳炎*1	1期 生後6～90カ月未満	3回
	2期 9～13歳未満	1回
麻しん(はしか) 風しん(MR)	1期 生後12～24カ月未満	1回
	2期 5歳～7歳未満(小学校就学前の1年間)	1回
水痘(水ぼうそう)ワクチン	生後12～36カ月未満	2回

対象年齢者は無料

*1 平成19年4月1日以前生まれで20歳未満の人と平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人は、9歳～13歳未満の間、接種できなかった回数分を特例対象者として接種可
 ※県外の医療機関などで予防接種を受ける場合、予防接種償還払制度をご利用ください

高齢者の予防接種(高齢者肺炎球菌予防接種)

対象 令和2年4月2日～令和3年4月1日に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人で市が実施する定期接種と任意の助成を受けていない人、または、60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人

接種費用 5,300円(助成後の自己負担額)

接種回数 1回

接種期限 令和3年3月31日(水)

自己負担額の減免制度があります

対象 住民税非課税世帯に属する人が生活保護を受給している人

申請先 健康増進課または各支所・出張所
 ※接種前に申請が必要

ご存知ですか？

アドバンス・ケア・プランニング(人生会議)

問高齢介護課(市役所1階)☎32-2070

アドバンス・ケア・プランニングとは、将来病気やけがをしたときに、自分が望む医療やケアを考え、話し合い、周囲の人たちと共有する取り組みです。市では、もしもの時に備え、話し合う内容をまとめたガイドブックを配布しています。

ガイドブック配布場所 高齢介護課

※市ホームページでも閲覧可

津山 ACP

検索

